

## 掛川市公告

掛川市大字逆川の一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成23年3月3日

掛川市長 松井三郎

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図及び地籍簿
- 2 地図は、平成22年2月測量、簿冊は、平成21年5月20日現在の状況により調査して作成したものである。
- 3 閲覧期間 平成23年3月3日から平成23年3月23日まで<sup>20日間</sup>
- 4 閲覧場所 掛川市長谷1丁目1番地の1 掛川市役所管財課
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、直接又は公告した市長を経由して、訂正の申し出をすることができる。
- 6 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 8 閲覧は、期間中毎日午前9時から午後5時までの間とする。